主 本件抗告を却下する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理

抗告の要旨

当審の判断

原決定は、抗告人の主張のように本件調停調書に明白な誤謬ありと断じ得ないと して本件更正の申立を却下した。

して本件更正の申立を却下した。 〈要旨〉しかるところかかる更正の申立を却下した決定に対し抗告をなすことができるか否かについて案ずるに、判〈/要旨〉決の更正決定に対しては即時抗告をなし得ることは民事訴訟法第一九四条第三項に明定するところであるが申立却下の決定に対し抗告をなし得るか否かについては旧民事訴訟法第二四一条第三項には不服申立を許さずと定めてあつたが現行民事訴訟法には直接これと同旨の定めがないから同法第四一〇条と関連して学説上争のあるところであり、判例(大審院昭和一三、一一、一九決定)は却下決定が口頭弁論を経ずしてなされた場合といえども抗告はされざるものとし、「蓋し裁判所カ其ノ為シタル判決に誤謬ナシトシテ更正ノ申立ヲ却下シタルニ拘ラス之アリトシテ他ヨリ其ノ更正ヲ強フルコトヲ得ヘキ筋合ノニ非サレハナリ」と理由を付しているから右判例は却下決定の性質からして抗告を許さないとしているものと解される。

しかしながら右の如き理由は同様に裁判所がそのなした判決に誤謬があるとして 更正した場合にも他からその誤謬がなかつたと強うることができない筋合であると 解するなれば格別であるが更正決定に対しては即時抗告か許されているから右理論 は一貫しない憾みがある。

そうとすれば却下決定に対し抗告の適否をいずれの見地から決すべきか白紙に返って考えるに民事訴訟法第四一〇条には口頭弁論を経ずして訴訟手続に関する申立を却下した決定に対しては抗告をなし得る旨を定めているが、そもそも更正申立は裁判の更正を申立てるものであつて訴訟手続に関するものでないと解するから本条によつても抗告は許されず他に却下決定に対し抗告を許す規定は窺われないから判決の更正申立却下の決定に対しては抗告は許されないものと解しなければならぬ。

そして調停調書の更正申立の却下決定についても判決に対するそれに準じて解するのが相当である。

よつて本件抗告は不適法としてこれを却下すべく、抗告費用の負担につき民事訴訟法第九五条、第八九条に則つて主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 坂本収二 裁判官 西川力一 裁判官 渡辺門偉男) (別紙)

目 録 名古屋市a区b町c丁目g番 家屋番号第h番 一、 木造瓦葺平屋建店舗 建坪十五坪三合四勺